

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

號輯特三第變事

週報

號四十四第
日八十月八年二十和昭

- 長江に動く帝國海軍
(海軍省海軍軍事普及部)
- 北支・中南支の情勢
(陸軍省新聞班)
- 北支事件特別税法に就て
(大藏省主税局)
- 支那共產軍を語る
(外務省情報部)
- 第七十一回帝國議會の概観
(内閣官房總務課)

昭和十二年八月十八日
昭和十二年八月十八日

五錢

官報週報

昭和十二年八月十八日

毎週一冊水曜日発行

本誌の大きさは規定規格A5判

所 込 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内四三二五二一九 振替東京一九〇〇〇番 全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一之三 振替東京九三九〇番 最寄書店・郵便店	一ヶ月部 五錢 一ヶ年前金 一圓四十錢 (外購費に依る地) 要不詳送 一ヶ年分未納配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和十二年八月十一日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市豊町區大手町

號輯特三第變事

週報

號四十四第

日八十月八年二十和昭

- 長江に動く帝國海軍
(海軍省海軍軍事普及部)
- 北支・中南支の情勢
(陸軍省新聞班)
- 北支事件特別稅法に就て
(大藏省主稅局)
- 支那共產軍を語る
(外務省情報部)
- 第七十一回帝國議會の概觀
(内閣官房總務課)

昭和十二年八月十八日 第三種郵便物認可
昭和十二年八月十八日 發行 毎週一冊 日本書局發行

五錢

週報

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可
昭和十二年八月十八日 發行

（毎週一回水曜日發行） 第四十號

（本書の大きさは國定規格A判）

所 達 申	價 定
	一ヶ月部 五錢
	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
	(外國郵便に依る地) 要送料
	(城は三四四十錢)
	一ヶ年分未清配達御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
内閣印刷局發行課	
電話九ノ内(三)三五二九	
振替東京一九〇〇番	
全国各地官報販賣所	
東都書籍株式會社	
東京市神田區神保町一之三三	
振替東京九三九〇番	
最寄書店・驛賣店	

官報附録週報別刷	
昭和十二年八月十一日印刷發行	
編輯者 情報委員會	
東京市神田區永田町	
内閣總理大臣官舎内	
印刷者 内閣印刷局	
東京市神田區大手町	
發行所 東京市神田區大手町	

露光量違いにより重複撮影



（昭和十一年八月十八日）

政府聲明

（八月十五日 午前二時十分發表）

帝國は東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を致せること久しきに及び、然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して、反日侮日愈甚しく、以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし。今次事變の發端も亦此の如き氣勢が其の爆發點を偶、永定河畔に選びたるに過ぎず。通州に於ける神人共に許さざる殊唐事件の因由亦茲に發す。更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し、帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を吞んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

願みれば事變發生以來屢聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね、事件の不

露光量違いにより重複撮影



（留置第四十四號郵便物）
昭和十二年八月十八日發行

政府聲明

（八月十五日 午前一時十分發表）

帝國風に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せること久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈甚しく以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし。今次事變の發端も亦此の如き氣勢が其の爆發點を偶、永定河畔に選びたるに過ぎず。通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す。更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を吞んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

願みれば事變發生以來屢聲明したる如く帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不

擴大を方針とし、努めて平和的且局部的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戦及不法行為に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず。而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戦的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聽かざるのみならず、却て益我方に對し戰備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口上海其の他に於ては兵を集めて愈々挑戦的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き、帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく、全支に亘る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んで、帝國としては最早隱忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し、以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、之が爲支那に於ける排外抗日運動を根絶し、今次事變の如き不祥事發生の根因を芟除すると共に、日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず。又支那國民をして抗日に踊らしめつゝある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず。且列國權益の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

長江に動く帝國海軍……………海軍省海軍軍事普及部……………(二)

北支・中南支の情勢……………陸軍省新聞班……………(九)

北支事件特別税法に就て……………大藏省主税局……………(二七)

—(國際時事解説)—

支那共產軍を語る……………外務省情報部……………(二六)

第七十一回帝國議會の概観……………内閣官房總務課……………(三五)

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四三)

前號週報(第四十三號)に述べた通り、今度の事變勃發以來、帝國海軍は事變を中南支に波及せしめない様に、最も慎重なる態度を執り、在留邦人の保護、帝國權益の擁護に當つて來た。然るに支那側の抗日、反日的行爲は日を送つて熾烈且危険となり、邦人と取引する支那商人を奸漢と稱して之を迫害し、邦人に使備せらるゝ支那人を脅迫して逐出し、果ては邦人婦女子、小兒に石を投げたりする様な悪戯を始め、邦人に食糧品を賣らない迄に立到つた。斯くて邦人經營の會社、工場は使用支那人が迫害を恐れて出勤しない爲に閉鎖の止むなきに至つたものも生じ、一般商取引は全然杜絶し、生活さへも脅威せられる様になつた。加ふるに支那軍隊又は保安隊は日本人の居住する租界、其の他の居留地域を包圍的に、懸壕、鐵條網、其の他各種軍事施設を構築し、軍隊を集中増加し、何時第二、第三の通州事件が起るかも知れず、延いては事變の全波及をさへ憂慮せらるゝに至つた。

斯の如き情勢となつたので、事端の發生を未然に防止し、且又支那側の挑戰的動向に鑑み、萬一事變が丕支に擴大する様な事になつた場合のことも考へ、急速收容困難なる長江筋上流の居留民

長江に動く帝國海軍

海軍省海軍軍事普及部

一 長江筋在留邦人の引揚

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

- ▽週報最近發行掲載内容△
- 第三十八號
- ▽アルコールの專賣に就て
 - ▽列強陸軍軍備充實の展望
 - ▽新統治法の實施を論ずる印度の政情
- 第三十九號
- ▽財政經濟政策の方針に就て
 - ▽地方別に見たる出生率と其の低下傾向
 - ▽乾谷子島事件と滿蘇國境問題
- 第四十號
- ▽派兵に關する政府聲明
 - ▽北支派兵に至る経緯
 - ▽軍機保護の必要性
 - ▽最近に於ける第二十九軍の不法事件
- 第四十一號
- ▽派兵後の北支
 - ▽國民心身鍛鍊運動
 - ▽北支那を觀る
- 第四十二號
- ▽邸坊事件以後
 - ▽輸出補償制度の改正
 - ▽支那の抗日團體
 - ▽第七十一回帝國國會議會に於ける國務大臣の演説
- 第四十三號
- ▽平津地方の掃蕩
 - ▽事變と帝國海軍
 - ▽在支邦人の保護
 - ▽統後の後援
 - ▽國家總動員の構へ
 - ▽禁利取締令の改正
- 本誌より轉載の場合は週報に依る旨を前記し且編輯委員會議二部發行せられたし其の他編輯に關する意見は進んで編輯委員會に申出られたし

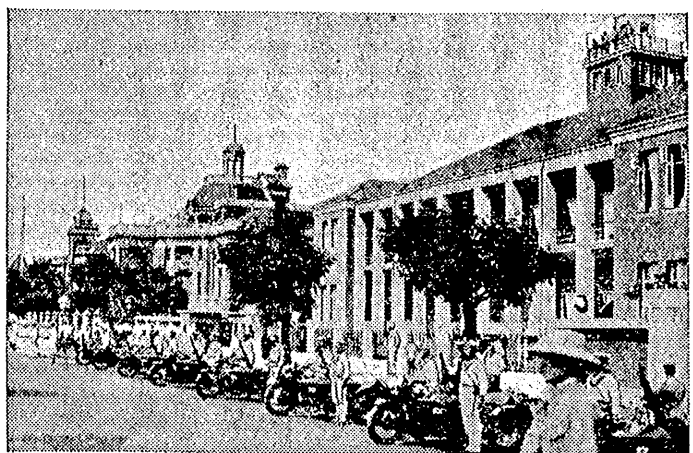
を一先づ引揚げさせることに決定し、重慶、宜昌、沙市は八月一日日清汽船會社船に收容、我が軍艦護衛の下に漢口經由上海に向け下江したのを始めとして、長沙は八月四日發下江、漢口居留民は八月六日頃から事態が急に逼迫して來たので急遽引揚を開始し、八月七日午後、日清汽船の鳳陽丸、信陽丸に收容、我が軍艦三隻の護衛の下に、續いて八月八日九江居留民は瑞陽丸で、大冶、蕪湖の居留民は襄陽丸で、南京、鎮江居留民は洛陽丸で、夫々我が軍艦護衛の下に引揚げ、これ等の居留民は八月九日午後悉なく上海に到着した。*



揚子江の我が軍艦

*長江筋警備艦隊の司令官谷本少將は、漢口居留民の引揚を見届けたる後、同地日本租界警備の爲駐屯して居た上海特別陸戰隊派遣隊を收容し、八日午前、漢口に殘つて居た麾下警備艦船を率ゐて漢口發下江、前に述べた各地の居留民の引揚及其の乗船の掩護に任じつゝ、九日上海方面所在海軍部隊に合同した。

引揚居留民の乗船及其の護衛艦等の下江に際しては、江岸各地の支那砲臺からは絶えず大砲の砲口を指向せられ、又夜間は屢々探照燈の照射を受け、我が海軍の威武と適切なる處置は、何等の事故をも生ぜしめず、上、重慶より上海に至る約一千四百哩に互



我が陸軍の精銳

る各地に分在して居つた我が居留民約二千八百名をして僅々四五日の間に無事引揚を了せしめたのであつた。最も急迫せる事態に處して、斯の如く何等の混亂も事故もなく安全に引揚を完了したのは、帝國領事官憲の行届いた配慮と、我が海軍警備艦隊の周到なる計畫と不眠不休の努力に負ふものであるが、同時に我が居留民が國民たるの襟度を持ち、節度を保つて行動したのにも依るものである。

居留民引揚に伴ひ、長江筋各地に於ける在留邦人の財産並に帝國權益は、事變著者次第邦人が復歸、之を再興し得る様嚴重に支那側の保管に託してあるのであるが、これ等の保全は他面帝國の國威と實力が背景となつて居るものであることは勿論で、萬一各地に一時遺留してある邦人の財産並に我が權益を支那側が侵害する様なことあらば、國際信義無視の支那自體の自殺的行爲である。

尙油頭、厦門等南支沿岸の各地の居留民も一部は既に引揚げつゝある。

二 上海 大山事件

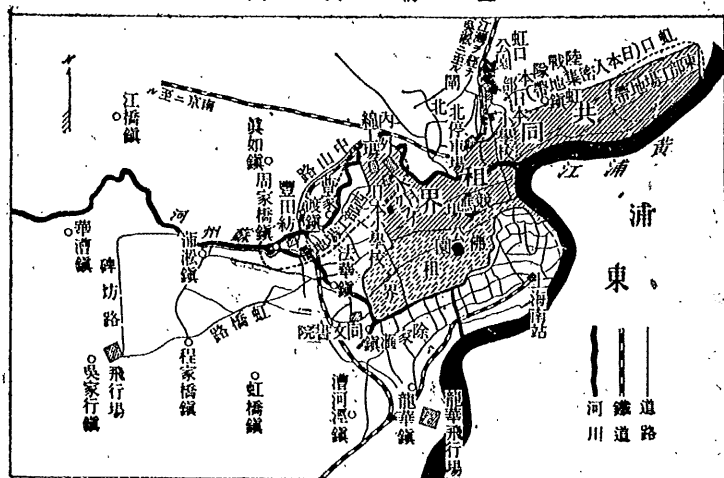
本事件は去る八月九日午後六時半頃、上海虹橋飛行場東方越界路である碑坊路（モニュメント・ロード）上、飛行場東南正門の北方約三百米附近で、海軍中尉大山勇夫と海軍一等水兵齋藤嶮藏の兩名が、支那保安隊の爲殺害せられた事件である。

越界路（エキステンション・ロード）とは、各國共同の租界行政機關たる工部局が管理して居る租界近郊にある道路であつて、道路並に之に附隨して居る設備、建物等の諸財産は、租界と同様の特權を有し、同様の取扱を受けるもので、これ等には支那側の支配權は及ばない。

上海には、共同租界の東部に東部紡績工業地帯、共同租界の西部及其の西方郊外に西部紡績工業地帯があり、これ等工業地帯には邦人經營の多數の工場がある。而して西部紡績工業地帯には、豊田紡織廠、内外綿紗廠、東亞製麻會社等の工場が散在して居り、これ等の工場等護衛の爲、上海海軍特別陸戰隊より若干兵力を分派し、其の本部を水月俱樂部（内外綿社員クラブ）に置き、兵をこれ等の工場に分駐してあつた。

大山中尉は其の派遣隊長で當日午後五時陸戰隊の自動車に乗り齋藤一等水兵に運轉させ、派遣隊本部（水月クラブ）を出發、附近地區視察及連絡の爲陸戰隊本部に向ふ途中、前記の場所で兩人共支那

上海要圖



保安隊の爲に射殺されたものである。

當日上海市長及淞滬警備司令から我方に、日支兵交戦中との報告があつたので、沖野上海駐在海軍武官は、午後七時頃現場に急行調査した處、自動車は道路の東側に逸出し、前後左右に數十發の小銃彈痕及數個の大型破孔があり、運轉臺附近には多量の血が流れて居た。而して大山中尉は車外に倒れて居り、齋藤水兵は行衛不明であつた。尙、附近には多數の保安隊及支那軍隊が密集し、嚴重な警戒をして居た。

同夜十一時頃、上海市長は帝國總領事館に來訪、總領事及大使館附武官と會見し、我方は即時實地檢證を要求したが、彼は之を拒絶し翌日實施する事を主張して譲らず、漸く屍體の引取だけを承諾し、十日午前一時二十分頃支那側と共に現場に向つた。現地の狀況は、自動車に付ては前に述べた通りであ

るが、大山中尉は全身に大小十八個所の銃創、刀創を受けて居るが、保安隊の射撃で車中に俯伏せに倒れたところを車外に引摺り出し、銃の臺尻で亂打するやら、銃剣で突刺したり、刀で切つたりしたものらしく、頭部は二つに切割られ、顔面半分は全く潰され、腹を露出し、心臓部に拳銃の大穴をあける等、鬼畜も及ばぬ暴行を加へて居る。又同中尉が所持して居た軍刀、靴、時計、シース等一切の物を掠奪して居つた。

齋藤水兵の屍體は現場の北東千米附近の阜中に發見せられたが、後頭部貫通銃創の致命傷を受けて即死したものを車外に引摺り出し、顔面頭部にかけて銃の臺尻で毆打し、更に左右腰部に貫銃創を加へた上、犯行を晦ます爲屍體を溝渠(クリック)で洗つた形跡があり、所持品は大山中尉同様全部掠奪されて居た。

尙屍體引取の際有馬軍醫少佐が作製した検屍書に對し署名を要求したが支那側は之に應ぜず、十日午前十一時半改めて日支雙方立會の上検屍を行ひ我方作製の検屍書に調印した。

現地檢證は、日支雙方關係官立會の上十日午前から行はれた。支那側は路傍にある保安隊員一名の屍體を示し、大山中尉の自動車が虹橋飛行場に入らんとしたので番兵が之を制止したところ、自動車を碑坊路に向けると同時に士官は拳銃を發射し、保安隊員の一名を斃したから、保安隊は之に應射したと稱して居た。然し大山中尉は拳銃は官用、私用共携へて居なかつたことは確實であり、齋藤水兵は拳銃は携へて居たが、肩から吊つて自動車を運轉して居たのであるから、射撃の出来る筈もな

い。且自動車のある場所、被弾の状況等から見ても、支那側の説くところと一致しないので、現地檢證の結果、支那側は其の虚構なることを認めた。尙、其の後支那保安隊員の屍體を檢屍した結果、傷は拳銃弾に依るものでなく全部小銃、機關銃の弾丸であることが判明した。

前にも述べた様に、北支事變發生以來、我方は極力中南支に波及する事を避ける爲、最も慎重な態度を執つて居たに拘らず、上海に於ても支那側は停戰協定を無視して盛んに租界附近に陣地を構築し、夜間日本人居住地帯の襲撃演習を行つて、抗日氣勢を煽り、小兒、婦女子に投石惡戯し、或は日本人に對しては食糧品の不賣を行ふ等險惡な事態に導き、遂に今回の如く「正規の服裝をして公務執行中の帝國海軍將校を國際法上通行を許され支那の權利の及ばない越界路上に於て、支那保安隊(武装警察隊)が慘殺する」と云ふ様な不法事件を惹き起すに至つたのである。

本事件に對しては、海軍としては慎重にして且最も嚴重公正なる態度を持ち、帝國外交官憲と協力して處置に當り、本格的解決條件は留保して、差當り當面の危険を除去する爲、支那側に對し保安隊の即時引下及停戰地區内の軍事施設の撤去を要求した。然るに支那側は保安隊を引下げないのみか、却て之を増強し、且租界周囲の陣地の構築を進める等挑戰的態度に出たので、上海居留民の保護、帝國權益擁護の必要上、一部の海軍兵力を増派せられた。

然るに十二日未明以來、支那側は停戰協定の明文を蹂躪して其の正規軍を續々上海に入市せしめ、日本人の居留地域はこれ等の軍隊の爲全く包圍せられ、事態は急轉して緊迫を告ぐるに至つた。之に

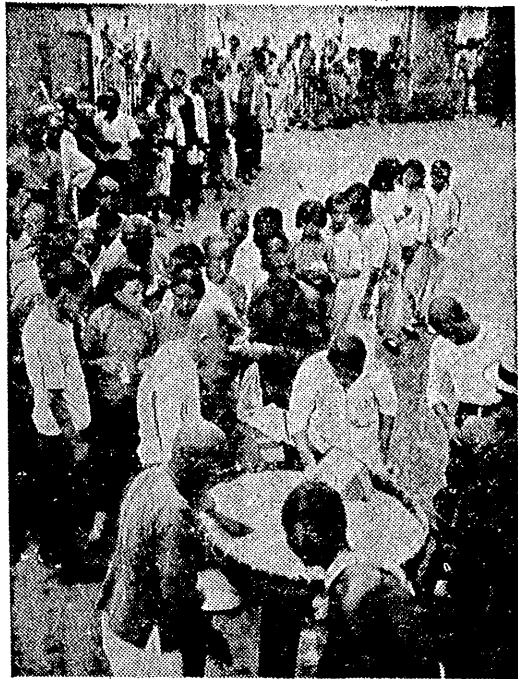
對して我方は尙事態收拾の望みを棄てず、停戦協定委員会の召集を求め、差當り日支兩軍の衝突の危険を避ける爲保安隊の引下を要求し、各國の委員も我方の誠意を認めて支那側の反省を勸諭したが、支那側は少しも之に耳を藉さうとせず、爲に事態は愈々危機に直而し、我方の努力は遂に報いられず、十三日より支那軍の挑戦に依り、我が海軍陸戦隊は防備部署に就き、之に應戦するの止むなきに至つた。

而も尙我方は上海が多敷の各國人の居住する地であることを考へ、戦禍がこの國際都市に及ぶのを避けんが爲自重に自重を重ね、殊に列國大使より日支兩國に對し調停の申出もあつたので、十三日來の支那側の攻撃に對しては單に防禦に止め、支那飛行機の租界内低空飛行に對しても特に攻撃を加へなかつたが、十四日午前十時頃支那飛行機十數機は我が艦船、陸戦隊本部及總領事館等に對し爆撃を加へるに至つたので、帝國海軍も遂に斷乎たる手段を執らねばならぬ様になつた。(二二、八、二四)

一 平津地方の状況

我が駐屯軍の猛撃に遇つて、平津地方にあつた第二十九軍は、一たまりもなく潰走したが、残りの敵は各所に蠢動して治安を紊してゐたので、我軍は之が掃蕩に努力した結果秩序も逐次恢復して來た。

一方北平天津等では新たに治安維持會が組織された。即ち北平に於ては宋哲元、秦德純等逃走以來、政治機構は崩壊し治安は混亂するの狀態に陥つたのであつたが、支



北支・中南支の情勢

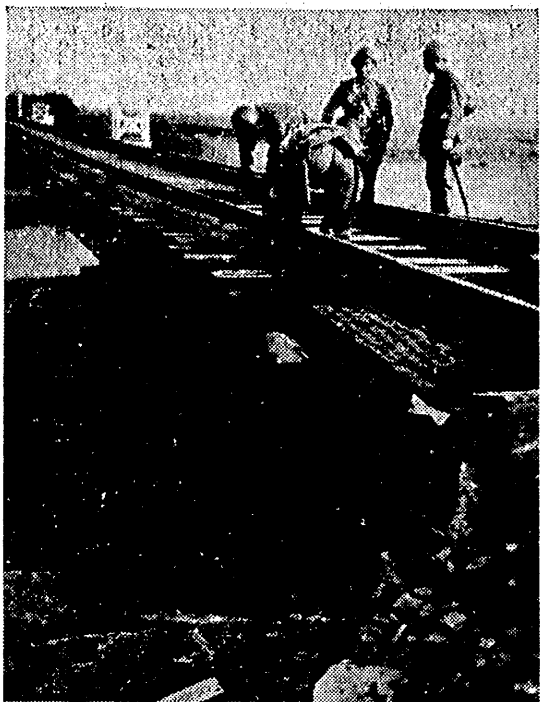
陸軍省新聞班



那側は自發的に治安を恢復しようとして、去る七月三十日江朝宗以下冷家驥、鄒泉蓀、潘毓桂等を委員として北平治安維持會が成立した次第である。そして爾後金融、特に河北省銀行の安定、避難民の救済及交通の恢復、特に食糧輸送に便宜を與へる等のことを實施して居る。

天津 斯くて八日正午、我軍各部隊は沿道一帶に集つた在留邦人の熱狂的歡呼の裡に歩武堂々各城安門から北平に入城、交民巷(大使館區域)前の日本軍練兵場に集結し次いで閱兵式を行つた。式後、部隊長は日本軍入城司令の名を以て、北平市民に對し治安の維持、安寧の確保に任ずる旨の聲明を發した。在留邦人も二週間に互る籠城を解いて、翌九日特別地區の居住者を除き、殆ど全部が夫々市内の自宅に歸つて行つた。

天津に於ても北平と同様に八月一日の高



凌蔚以下十二名を委員とする治安維持會が成立し、そして日一日と平常化して天津、北平間の鐵道は六日から普通列車が開通され、七日には北平線の交通通信は殆ど舊態に復した。又同日から邦人紡績の三工場も繰業を開始した。

冀東政府は通州事件に由り一時潰滅したので、取敢へず長官代理となつた池宗墨は、天津に在つて其の職務を執つてゐたが、政府の所在地を臨時に冀東地區の略、中央に位置する唐山に設け、九日同地に赴き新機構と新首脳部を以て業務を開始し、人心の安定治安の維持に専念することになった。

二 支那軍の行動

中央軍は依然津浦平漢兩線に依り北上中で、津浦線方面の前線は涪州(天津南方約二十五里)附近に

あり、平漢線方面に於ては保定附近が中心であつて、目下盛んに陣地を構築して居る。天津方面で敗退した第三十八師は馬廠(天津南方約十五里)附近に集結中の模様である。

平漢線沿線の支那軍の動きは最近頗る活潑を極め、八月十日頃迄には中央直系たる第十三軍(湯恩伯)に屬する第八十九師(王仲廉)は南口(北平西北方約十里)、永寧、延慶、懷來の地區に、同じく第四師(王万齡)は下花園沙城間の地區に進出し、傍系の第八十四師(高桂滋)は赤城から龍關の地區に配置せられ、第二十九軍に屬する第百四十三師(劉汝明)は張家口、宣化間の地區に集結してゐる。又第八十六師(高雙成)、第二十一師(李仙洲)等は大同附近に進出中である。尙共產軍の先鋒は百靈廟に達したとも傳へられてゐる。

三 皇軍の活動

四日正午頃、岡崎部隊は機關銃を有する七八十の支那兵と良郷附近に於て遭遇し、之を南方に潰走せしめた。敵の遺棄死體凡そ二十、鹵獲兵器小銃三十挺、手榴彈二百個、我方には損害がなかつた。

同日夕南雲部隊は戒台寺(長辛店南方三里)を攻撃し敗殘兵三十を捕獲した。

八日午後三時頃、察哈爾の東南部に於る永寧城南方約十五里の二道河子北方に於て、約百の支那部隊が越境して來たので、該地附近の我軍は交戦約一時間にして之を國境外に撃退した。

十一日夜半、裝甲列車及迫撃砲を有する五、六百の支那部隊が良郷の我が部隊に對し攻撃して來たが、午前五時過ぎ之を撃退した。敵の遺棄せる死體百を下らず、我軍の損害は戦死二、負傷十九であつた。

た。獨流鎮(天津西南方約五里)の我が部隊は同時頃敵の夜襲を受けたが之を潰走せしめた。

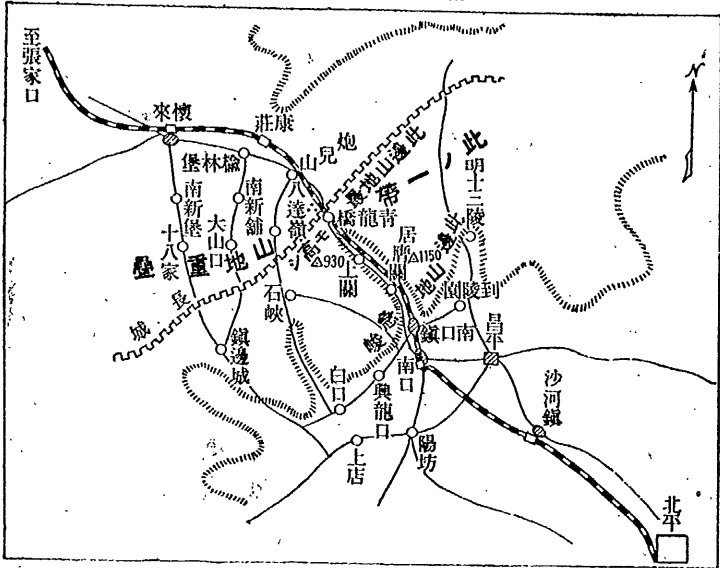
四 南口附近の戦闘

平綏線方面に行動してゐた我が部隊は、十二日拂曉から南口停車場附近の支那兵を攻撃し、午前七時頃同地を占據、續いて右翼方面に於ては虎峪村附近一帯の地區を占領し、更に午後四時三十分頃老爺山に向ひ當面の敵を追撃した。左翼方面は午後六時より南口鎮及其の西方高地に對し夜襲を開始し、午後八時頃完全に南口鎮を占據した。

當面の支那軍は第八十九師(王仲廉)麾下の第二百六十五旅の一團であつて、本戦闘は中央軍との最初の衝突である。

五 中南支の状況

支那各地の將領は八月初頭から續々南京に



來集した。

全國々防會議は六日午後二時から蔣介石司令官の下に開催され、國民政府の執るべき最後の態度に就て討議の結果對日開戦は不可避なりといふ意見に一致した模様である。

ある。

南京は七月二十九日政府の方針を決定して以來、北支に於ける我が空軍の威力が逐次傳はつた爲か、防空の準備特に嚴重となり、各防護地區毎に青年訓練所生(女子を含む)を召集し、防空及救護の訓練を實施し、又平時から準備した各地點に高射砲を据附け、前線又は地方から續々飛行機の徵集



(京南)へかり葺の瓦根屋てへ備に製空

を行ひ、或は乗合自動車や八月一日以來三日間に全部灰色に塗換へ、重要建築物(外人のものをも)の塗換を命ずる等防空に大奮である。市民は我が空軍の來襲に怯え、津浦線方面からの避難民も加へて

上海に避難するものが、停車場に殺到し、臨時列車を繰出すも尙足りない有様である。

漢口の日本租界は五日頃から約一萬の支那兵により包圍せられて全く孤立に陥り、支那軍用機は租界の上空を飛翔し、且便衣隊の活動甚だしく、日本租界に迄侵入して日本人に關係ある支那人を連行するに至つたので、通州事件直後のことでもあり、六日遂に約一千の殘留居留民は總引揚げを斷行するに決し、老幼婦女子等は上海まで、壯年の男子等は取敢へず江岸の日清汽船ハルク迄引揚げたが、事態は益々切迫したので七日遂に男子迄も全部引揚ぐるに至つた。

其の他長江筋の各地に於ても八月一日の重慶、宜昌、沙市の邦人引揚げを始めとして長沙、漢口、九江、蕪湖、大冶、南京、鎮江等の居留民約二千八百名は九日午後一時を以て全部上海迄引揚げを完了した。

上海の空気が益々緊迫を加へ邦人婦女子の自發的に引揚げるものが日に増し多くなつてきた。支那人も不安に驅られ、上海事變當時の中心だつた閩北を始め江灣、虹口、北四川路、方面のものは大半避難してつた。邦人の使用人や出入りの商人迄も次第に隠れて了ふ様になり、邦人に對する食料品の不賣は愈々深刻化して投石惡戯も屢で、在留邦人は益々た堪らなくなりつゝある。又素性不明の支那人の日本人の状況を調査する者あり、租界外の邦人も租界内に避難するに至つた。

尙支那側の各種防禦工事は公然と行はれ、江灣市政府方面は晝夜兼行で陣地を構築しつゝあるばかりでなく、保安隊巡警類の服裝をした武装壯丁の多數は連夜演習を行つてゐる。

斯の如く邦人は日夜生活を脅かされつゝあつたが、果然九日夜、我が陸戦隊の大山海軍中尉は齋藤一等水兵と共に虹橋飛行場附近道路上に於て、支那保安隊の爲に射殺せられたので、事態は愈々重大化されるに至つた。

山東方面では日本軍上陸の謠言盛んに行はれ人心の動搖甚だしく、芝罘、濟南、青島等に於ては支那人の地方へ避難する者續出し、濟南始め膠濟鐵道沿線の我が居留民は大部分七月三十一日青島迄引揚げて來た。青島に於ても日本人の使用人の大半逃去り、邦人側も相當動搖し、内地歸還者尠くなく、一般に物情騷然たるものがある。

廈門市内は表面平靜を保ちつゝあるが共產黨の入込んだ噂があり、又余漢謀差廻しの便衣隊が横行して居る。居留民には目下動搖の色がないが、支那側は他方面に避難するものが續出してゐる。

汕頭は流言蜚語旺んで、支那側の抗日態度益々露骨化し、前途憂慮すべきに至つたので、領事館員を除く外、邦人は十二日引揚ぐるの餘儀なきに至つた。

廣東の排日運動は益々激化し、日本人と關係ある支那人を目實を設けて逮捕し、日本人使用の料理人及女中に至る迄退職を餘儀なくせられつゝあり、加ふるに支那の各種の謠言通州事件及揚子江上流方面特に漢口引揚實施に神經を病み、最近引揚げる者多く、十二日迄に主として婦女子約八十名離粵する筈で、其の後の殘留者約三百名である。支那側も家族の避難する者が多い。

北支事件特別税法に就て

大藏省主税局

(一)

今回、北支事件費の一部に充當する爲増税を行ふことを必要とし、第七十一回帝國議會に北支事件特別税法案が提出せられ其の協賛を經、去る十二日官報を以て公布、即日施行せらるゝこととなつた。

北支事件の經費としては、曩に約一千萬圓の豫備金を支出し、次に第七十一回帝國議會に於て第一號追加豫算として九千六百餘萬圓、其の後事件の進展につれ、更に第四號追加豫算として四億一千餘萬圓の追加豫算が成立したので、曩の豫備金支出と合計すれば五億二千餘萬圓となるのである。この經費の大部分は、公債を以て賙はれるのであるが、其の全部を公債を以て賙ふことは適當でなく、寧ろ其の經費の一部は、之が財源を租税に求める方がよいと考へられるので、茲に施行期間一年限りの臨時税として北支事件特別税を設け、約一億圓の租税の増収が圖られることとなつたのである。

(二)

この北支事件特別税の内容は之を大別すれば次の五つに分けることが出来る。

第一は、所得税の増徴を目的とする所得特別税である。

第二は、臨時利得税の増徴を目的とする臨時利得特別税である。

第三は、株式等の利益配當の比較的高い率の配當金に對して課税する利益配當特別税である。

第四は、公債、社債の利子の比較的高い率の利子に對して課税する公債及社債利子特別税である。

第五は、寶石類、樂器、寫真機等に對して課税する物品特別税である。以上五つの特別税に付て簡単に其の概要を説明することとする。

一 所得特別税

先づ所得特別税であるが、これは所得税の増徴であつて、先づ會社に對しては一割の増徴が行はれることとなつて居るが、これは本法施行の日から一年以内に終了する各事業年度の所得に對して適用せられるのである。會社の事業年度は通例月末に終了する關係上、大體に於て本年八月に終了する事業年度より、明昭和十三年七月に終了する事業年度迄、其の適用を見ることになる譯である。

會社が解散した場合の清算所得に付ては本法の適用期間が一年と限られて居るので、課税上不公平

を生ずる虞があるから、其の場合の所得には増税せられないことになつて居るのである。

次に銀行預金、公債、社債の利子等に付ては、支拂の際課税することになつて居るが、これ等の所得に對しては五分を増税せられることとなつて居る。尙國債の利子に付ては、國債の増發を要する際でもあり、増税を避けることとなつて居る。

個人の所得税に付ては七分五厘を増税せられるのであるが、既に本年の納税額の中第一期分の税金は、去る七月三十一日迄に納入せられて居るので、残りの三期分に付て考へれば各納期の分の税額に對し一割の増税に當ることとなるのである。

二 臨時利得特別税

臨時利得税に付ては、會社も、個人も、一割五分増税せらるることとなつて居る。會社の利得税は、所得税と同様の期間、同じ事業年度分に對して課税せられるのである。會社の臨時利得税の税率は、百分の十の税率を今年春百分の十五とし、更に今回一割五分増税せられるのであるから、結局この一年間は、臨時利得税の税率は百分の十七・二五となる計算である。個人の臨時利得税は、百分の八であつたのが、今年春百分の十になり、今回更に其の一割五分を増税せられることとなるのであるから、結局百分の十一・五となる計算である。

三 利益配當特別税

利益配當特別税は比較的高い率の利益配當に對して課税する新しい税金であつて、其の課税せらるゝものは、殆ど全部が株式の配當金であるが、七分迄の配當金には課税せられない。七分以上の配當金の七分を超えた部分にだけ、百分の十の税率を以て課税せられるのである。従つて試みに、五十圓拂込の一株の分に付て計算するならば、この配當が一割、即ち配當金五圓の場合には十五錢の負擔となり、一割五分の配當即ち七圓五十錢の場合には四十錢の負擔となり、二割の配當即ち十圓の場合には、六十五錢の負擔となる計算である。

四 公債及社債利子特別税

公債及社債利子特別税は公債の利子の中比較的高い率の利子に對して課税せられるのである。國債の利子に付ては四分、地方債、社債に付ては四分五厘迄は課税せられない。國債に付ては四分、地方債、社債に付ては四分五厘を超える金額に付て課税せられることは、前に述べた株式配當の場合と同様であつて税率も同じく百分の十である。従つて元金百圓とするならば、四分五厘の國債は利子額年四圓五十錢であるから、五錢の負擔を爲し、五分の國債は五圓の利子に對して十錢の負擔をすることとなる。同様地方債社債は五分の利子、即ち五圓の利子の場合には五錢の負擔を爲す計算である。

この株式配當金、公債の利子に對する特別税は、本法施行の日より一ヶ年施行するが、其の課税

の方法は、配當金及利子を支拂ふ際に其の税額に相當する部分を差引くのであつて、現在行つて居る公債、社債、銀行の預金等に對して所得税を徴收して居ると同様な方法で徴收せられるのである。所得税を賦課しない團體、例へば公共團體とか、公法人とか、公益法人等の受取る分に付ては、この特別税は課税せられないのである。

五 物品特別税

物品特別税は、今回設けられた新しい税である。この物品特別税は、第一種と第二種の二つの種別に分れて居る。第一種は、貴石、半貴石即ちダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、エメラルド、水晶、瑪瑙等の類、眞珠、眞珠を用ひたる製品、貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品、鼈甲製品、珊瑚製品である。茲に貴金屬といふのは金、銀、白金の類であつて、鼈甲製品、珊瑚製品と謂ふのは其の全部若くは大部分が鼈甲又は珊瑚から成つてゐる品物を謂ふのである。

次に、第二種に屬する物品であるが、これは寫眞機、寫眞引伸機、映寫機及其の部分品、附屬品、寫眞用乾板、フィルム、感光紙、蓄音器、蓄音器の部分品、蓄音器用レコード、樂器及其の部分品であつて、この第一種及第二種の税率は何れも其の價格の二割である。

其の課税の時期は第一種の物品に付ては直接小賣業者から消費者に賣られる時に、第二種の物品に付ては製造場から引取る時に課税せられることとなつて居る。

輸入せられるこれ等の物品に付ては保税地域より引取られるとき課税せられることになつてゐるが、この場合第一種の物品を營業者が引取る場合には課税せず、小賣業者の手許に於て賣られるときに課税せられるのである。

これ等の物品に對する課税は、所謂奢侈税と稱せられる部門に屬するものであると思はれるが、奢侈といふ言葉に多少の語弊があるので法律には別に奢侈税とうたつてゐる譯ではない。只これ等の物品は大體に於て國民生活上の必需品とは言ひ難く、其の消費者には相當の擔税力があるものと認められるので、この際課税せられることは妥當であると考へるのである。

(三)

以上今回の五つの税に付ての大體の説明であるが、今回の増税を行ふに當つて、可成増税の内容を簡明にして且一般大衆の負擔となる消費税等の増税を避けたと謂ふことは、以上申述べた所によつて理解し得られることと思ふ。尙今回の増税に對しては事の性質上地方附加税は課税せぬこととなつて居る。

右の内容を有する増税の計畫によつて、約一億圓の歳入を得る見込であるが、今其の内譯を明らかにすれば、所得税の増税によつて、

昭和十二年度に於て 二千七百五十八萬圓
昭和十三年度に於て 千二百四十五萬七千圓

計

四千三萬七千圓

臨時利得税の増徴によつて、

昭和十二年度に於て 五百六十三萬二千圓
昭和十三年度に於て 四百九十四萬九千圓

計

一千五十八萬一千圓

利益配當特別税によつて、

昭和十二年度に於て 二千三百十九萬六千圓
昭和十三年度に於て 千五百四十六萬四千圓

計

三千八百六十六萬圓

公債及社債利子の特別税によつて、

昭和十二年度に於て 百三十六萬一千圓
昭和十三年度に於て 九十萬七千圓

計

二百二十六萬八千圓

物品特別税によつて、

昭和十二年度に於て

八百七十七萬七千圓

昭和十三年度に於て

百二十二萬圓

計

九百九十九萬八千圓

合計

一億百五十四萬七千圓

内

昭和十二年度に屬する分が

六千六百五十四萬八千圓

昭和十三年度に屬する分が

三千四百九十九萬九千圓

である。

而して政府は、昭和十三年度に收入せられる分に付ては、昭和十二年度に於て借入金爲し、後日其の收入を待つて借入金返済に當てる計畫として居るのである。

(四)

又朝鮮、臺灣、樺太及關東局の各外地に於ても、内地と同様の増税を爲し、其の收入は、各外地特別會計より一般會計に繰入れることになつて居る。其の額は、昭和十二年度分二百八十餘萬圓、昭和

十三年度分百五十餘萬圓、合計四百四十餘萬圓の見込である。

以上が北支事件特別税法の内容の概略及其の收入見込の内譯である。

(五)

最後に本年四月より施行せられて居る臨時租税増徴法によつて、我が國民の負擔は既に相當増加して居るのであるが、更にこの際一億に超ゆる増税を行ふことは、其の額必ずしも少くないばかりでなく、新しい税を起すことも含まれて居るのであるから、成るべく簡明な方法を探つたつもりではあるが、其の施行に當つては政府は充分の注意を拂つて、回滑なる執行を期したいと考へて居る。

多かれ少かれ租税の増加することは國民にとつて苦痛のあることは當局に於ても充分承知して居ることではあるが、國家の興隆するに際し國民の負擔が増加し、國民も亦進んで之を負擔したことは、古今東西を通じ其の軌を一にするところであつて、國民も亦今回の増税計畫の止むを得ざることを充分諒解せられることを確信する次第である。

支那共産軍を語る

外務省情報部

一 支那共産軍の改編

中國共産黨が其の隸下に共産軍を持つてゐるといふことは、他國に多く例を見ないところで、國民政府にとつては一大敵國を形成してゐたのであるが、中央の屢次の討伐に堪へかねて、主力約十萬は客年秋全部西北部甘肅省に西遷した。之に對して政府軍は五十萬の大軍を以て討伐に向ひ、客臘共産軍は將に風前の燈にも似た窮狀に陥つてゐたのである。然るに、昨年十二月の西安事件發生後、中國共産黨の主唱による國共妥協即ち國民黨と共産黨との合作の具體化に伴ひ、支那共産軍は今春に至り國民政府軍數ヶ師に改編せられた模様であり、師長は共産軍側から、副師長及政治訓練處長は國民黨側から出すことに話合がついたもの、やうである。又南京政府から之が改編維持の爲に巨額の軍費が既に支給せられたとの情報もある。これ等改編共産軍の駐屯地は依然陝西、甘肅、寧夏省境一帯に指定せられ、國民政府軍事委員會の指揮命令に服することになつた山であるが、目下幹部級の人事行儀みの状態にあり、實際の指揮は依然共産黨側にあるもの、やうである。國共妥協により形式上共産主

義を唱へる共産黨は支那から消滅し、又共産軍の改編により共産軍は一應は消滅したかの觀を呈してはゐる。然し共産主義の洗禮を受けた抗日的急進國民革命軍は依然として存在してゐるのである。之を共産軍の消滅と見るのは早計と謂はねばならぬ。

以上は支那西北に遠竄した主力中央共産軍の改編について述べたのであるが、其の他支那各地例へば福建、廣東省境、江西、福建、浙江省境、湖北東南部、湖南、湖北省境、四川省等にも少數の共産軍が盤踞してゐる。彼等は多くは西遷中央共産軍の殘留部隊であるが、黨中央の最近の政策即ち擁護抗日、國共妥協等には必ずしも追隨してはゐないのであつて、或者は今尙反蔣抗日乃至は共産主義本來の諸政策を實行してゐるが、共産黨中央の指示により次第に本妥協の趣旨を了解して、國民政府に對し最近投降を願ひ出でるもの多きを加へて來た現狀である。

二 改編前の支那共産軍の兵力組織

支那共産軍の兵力に關しては種々の説があつたが、西安事件前後に於ける甘肅合流中央共産軍は西遷の途次兵士の戦病歿、脱走殘留(例へば第一軍第三師は湖南湖北邊區に殘留し、第六軍第十六師は湖南東部に殘留)等に依り兵力損耗し、婦女隊等をも加へ約十萬に減少したと稱せられる。之に前述支那各地の共産軍、游擊隊、不正規軍約十萬を合すれば總兵力は約二十萬と推定せられたのであ



出身である由であるが、右は以て全貌を窺ふに足る資料である。斯の如く其の殆ど大部が農民階級に属してゐる點は支那共產運動の特殊性と其の將來を下するに足るものと思はれる。

紅軍 居る。下級兵士より上級軍官全員の平均年齢は二十四歳であり、彼等は平均八年間の戦闘経験を有する旨宣傳せられてゐる。彭徳懐の率ゐた第一軍團兵士の職業別出身を見ると、其の中五八%は農民、二五%は賃銀労働者(大工、運搬人夫、徒弟等)、三%は工業労働者、四%は有識分子、資産階級

次に共産軍の組織を見るに、其の組織は常に國民政府軍と同様に編成せられ、其の基本部隊は大體に於て、軍、師、團、營、連、排に區分せられ、原則として三單位制を採用してゐるが、戦病歿、脱走等により兵力著しく減損した場合には随時分合改編が加へられ、其の名稱番號等は整然たる體系を備へてゐない。或は軍を合して方面軍又は集團軍となし、又は軍の上級部隊として軍團を設ける等又は軍に軍團縱隊、獨立師、游撃師、戰鬥團、農民隊等を配する等其の編成は相當雜然たるものがある。特殊の戰鬥行軍等の前には豫め軍の編成替を行ひ、第一縱隊、第二縱隊又は右路軍、左路軍或は第一路抗日紅軍、第二路抗日紅軍等適宜の名稱と組織が更められてゐる。今年春頃に於ける中央共産軍の編成は第一、二、三路の抗日紅軍と東路軍があり、寧夏には回教徒紅軍、綏遠には蒙古游撃隊があつたと傳へられてゐる。これ等路軍の下に軍、師があるのであるが、大約二十個の軍が存在してゐたと観測せられる。

次に中央共産軍の武器を見るに、其の銃器は何れも舊式のライフル銃、自動ライフル銃であるが、銃数は總兵力の約七割であると稱せられてゐる。其の他拳銃は上級軍官が所持して居り、機關銃、輕野砲も備へてゐるが、これ等銃器は皆國民政府軍よりの鹵獲品であると自稱してゐる。

三 共産軍の命令系統



支那共産軍は素より中國共産黨に屬してゐるが、其の命令系統は中央政治局の軍事部の指揮には屬しない。別に存する中央軍事委員會(正しくは中國工農紅軍革命軍事委員會)の指揮命令に服するのであつて、軍の編成、作戰並に兵站に關する問題は同委員會の權限にある。現在に於ける該委員會主席は朱德であり、副主席に周恩來、王稼穡があり、顧問として露西亞人リトロフが居る。この軍事委員會の下に支那共産軍が活動するのであるが、共産軍直接の總司令は朱德である。この共産軍と對等の地位に政治部なるものが軍中に併設せられ、共産各軍の政治的活動を統制し並に該部隊内に組織せられた共産黨の細胞を軍事部と連絡之を監視し、他而各種の宣傳、並に占領地に於ける軍政、其の他の政治工作の任に當つてゐる其の權力は相當大である。この總

政治委員は張國燾である。この總政治部の下に軍區政治部、軍政治部、師政治部、團政治部等があり、何れも軍、師、團中の政治工作を司る。各政治部には夫々政治委員、政治部主任等が置いてある。又昨年夏頃から支那各地の殘留共産軍に地方共産黨の指揮系統統一の必要を認めた中國共産黨

は、別に中國共産黨紅軍游擊隊總隊部なるものを組織し、中華ソヴェト人民共和國中央政府主席毛澤東を其の總隊長に任命し、各地共産黨を夫々游擊大隊或は游擊師に改編命令した由であるが、各地共産軍は未だ其の編號名稱兵力何れも區々である。中央の命令は連絡方法の不備により徹底してゐない。これ等地方共産黨へは中央側より政治委員が派遣せられてゐる處もある。

中華ソヴェト人民共和國中央政府主席 毛澤東

四 共産軍の戰術

共産軍の戰術は所謂「バルチザン」式游擊戰術として有名なものであつて、戰闘力は輕視すべからざるものがある。昨年共産軍の甘肅省に入つた當時は、西北剿匪總司令代理張學良麾下の舊東北軍は共産軍の爲苦戰疲弊し、私に妥協停戰を策したとも傳へら



れる程である。今夏國民政府主催の廬山に於ける民衆夏期訓練には朱德、毛澤東の兩名が招聘せられて、國民政府軍官に對してこの得意の游擊戰術を講演教授したとの情報もある程である。尙參考迄從來共産軍の用ひて來た戰術の概要を左に掲げよう。

(一) 政府軍を「ソヴェト」區域(共產軍に占據され「ソヴェト」制が布かれてゐる地域)又は森林乃至丘陵地帯に誘導し、伏兵を以て之を撃つ。

(二) 政府軍をして自己の軍隊を追撃せしめ、之を迷路に導き、突如反撃して背部及側部より襲撃す。

(三) 政府軍の集中部隊に對しては自ら分散して之を回避し(所謂整を化し零と爲すこと)、政府軍の部隊が劣勢となつたとき攻撃力を集中す。

(四) 「ソヴェト」區域の住民を使用して政府軍を疲勞又は恐怖せしめ、敵が疲勞し彈藥を消費するを見計ひたる上、初めて攻撃す。

(五) 永久的防禦施設を攻撃せず、住民が「ソヴェト」化しない地方に於ては交戦せず。

(六) 宣傳員、農民、職工又は婦女を以て政府軍の精神を擾亂す。

共產軍は以上の原則を正確に實行してゐるのであつて、政府軍が大舉して來攻する時は正規の服裝武器を隠蔽して分散し、無辜の民を襲ひ、政府軍が地方が平靜となつたと誤認し油斷する頃合を見計ひ、忽ち集合して之を攻撃するのを常とする。加之共產軍は特に山岳森林地帯に盤踞し、其の地方に於ける住民を多數に包含する結果、地理に明るく又隨所に隱匿の場所を用意してゐるので、之が追撃に向ふ政府軍よりも其の行動速に敏速であつて多くは回避に成功するのである。然し共產軍は進んで政府軍を攻撃することは稀であつて、之を攻撃するは城市占領の必要ある場合、又は占領せる戦路上

の據點を政府軍に攻撃せられる場合に死力を盡して戦闘を交ふるのである。

共產軍が戦術上優れた點は其の行軍能力の大なること、山地戦に巧みなこと、射撃に無駄の無いことと等々これ等は過去の實戦で證明せられて居る所である。殊に江西省からの例の一大西遷運動は、彼等の非凡なる行軍能力を示したものである。之を各方面から驚異の眼を以て觀られた程である。彼等の最も恐るゝものは空襲で之が對抗武器を缺く彼等としては蓋し已むを得ない所である。

五 軍事並政治教育

中國共產黨は民衆教育特に共產軍兵士の文盲退治には大章であるが、黨最近の政策たる抗日民族統一戦線の理論と實際を教授する爲の特別教育機關を有する。其の最高の軍事政治研究機關が紅軍大學であり、軍事一般を教授する機關は歩兵學校である。

略稱紅軍大學、正しくは人民抗日政治軍事學校は陝西省延安(膚施)に設けられてゐる。學生は約千五百十名を收容してゐる由で、校長は林彪が兼任し、職員は十七名の教授と若干の講師とより成り、朱德夫妻、毛澤東夫妻、秦邦憲、吳亮平等も教授に當つてゐる。學生は二十三歳より三十歳迄の者が其の半數を占め、十八歳より二十二歳迄の者が二割五分、三十歳以上の者が二割五分を占めてゐる。其の入學資格は其の黨以外の者或は「ソヴェト」區域外よりの希望者は十八歳以上で、且中學を卒業した者であることを條件としてゐる。彼等は卒業後は支那及滿洲各地に黨又は軍の幹部となつて活動

することになつてゐるが、最近は國共妥協成立の爲國民黨區域(即ち白區と稱してゐる)内では最早階級闘争はしないことになつてゐる由である。學課は各班を通じて、常識的政治學、支那革命の根本問題、大衆組織法、黨の路線研究が課せられ、下級班に於ては特に「バルチザン」組織、ゲリラ戰術等が主要學科であり、上級班に於ては哲學、政治學、經濟學及戰術が主要研究科目である。又特に専門家を養成の爲に研究討論班が設けられてゐる。

歩兵學校(紅軍歩兵學校)は陝西省保安に在り、約千名の學生がゐる。こゝでは歩兵一般の教練と學科の教授が爲され、課外として登山、土木等が盛んに行はれてゐる由である。學生は何れも素衣素食に甘んじて研究してゐることである。

六 結 言

以上で支那共產軍の極大略を述べたが、要するに支那に於ては比較的優秀な兵力を有する中央共產軍殆ど全部が甘肅、陝西省一帯に集合したが、其の盤踞地域が滿洲國及内蒙に接近せる點より考ふるに、其の政策が抗日統一戰線擴大に向けられたる今日、其の一部が將來或は滿支國境方面に進出し抗日の姿勢に出づることなきは保し難く、其の重大性は著しく増大したものと謂ふべきである。今回の北支事變に際し、支那共產軍の一部は抗日決戦の爲、綏遠省又は山西省に進出した等の情報ある矢先、日本としてこの支那共產軍の動向には充分の關心を拂ふ必要があるのである。

第七十一回帝國議會の概観

内閣官房總務課

這般の第七十一回帝國議會は、去る三月三十一日解散せられた第七十回帝國議會後の特別議會として、七月二十三日召集、同月二十五日天皇陛下親臨の下に開院式が行はれ、會期十四日間にして八月七日終了、翌八日閉院式が舉行せられた。

七月二十七日貴族院に於ては近衛内閣總理大臣の庶政一般に關する演説及廣田外務大臣の外交に關する演説があり、同日衆議院に於ては、内閣總理大臣、外務大臣の演説の外、賀屋大藏大臣より財政に關する演説があつて、議事は愈々本格的に始められたのであつた。

本議會の協賛を経た豫算追加案は八件であつて、外に尙豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件が一件あつた。これ等に就て左に概述すること、しよう。

○第一號昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案
餘を計上したものであつて、財源は主として北支事件に關する經費として、九千六百八十萬圓
事件公債金を以て支辨される。

○特第一號昭和十二年各特別會計歲入歲出豫算追加案

國債整理基金、公債金並に朝鮮總督府各特別會計の追加豫算であつて、何れも北支事件に關するものである。

○第二號昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案

歲出の主要なものは、内務省所管北海道拓殖費(森林費)の増加、大藏省所管企業設置に伴ひ要する費用、外國爲替管理法の運用に伴ふ経費の増加、情報委員會の擴充等に關する費用、國庫豫備金の増加、其の他陸海軍所管の経費等であつて、其の金額の總計は一千三百三十八萬餘圓、之が財源は、主として前年度剩餘金繰入金を以て充てられる。

○特第二號昭和十二年各特別會計歲入歲出追加案

大藏省所管關東局、逓信省所管通信事業、拓務省所管朝鮮總督府及樺太廳の各特別會計に關するものである。

○第三號昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案

歲出の主要なものは、文部、商工各省所管の機械工、石炭礦現場係員及高等海員等の養成に關する経費、商工省所管産業獎勵に關する経費、保健社會省所管保健社會省新設に關する費用、勞務需給調整施設補助に要する経費等であつて、歲出金額の總計は七百三十餘萬圓、而して之が財源は、主として金資金特別會計からの繰入金及前年度剩餘金繰入金を以て充てられる。

○特第三號昭和十二年各特別會計歲入歲出豫算追加案

大藏省所管造幣局、國債整理基金、金資金及關東局、文部省所管學校及圖書館、逓信省所管通信事業、拓務省所管朝鮮總督府、臺灣總督府、保健社會省所管簡易生命保險並に郵便年金の各特別會計に關するものである。

○第四號昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案

是に北支事件に關し、第一號昭和十二年度歲入歲

○特第四號昭和十二年各特別會計歲入歲出豫算追加案

出總豫算追加案が提出せられたが、北支事變其の後の推移に鑑みて、再び北支事件に關する経費として四億千九百六十餘萬圓を追加豫算に計上したものであつて、之が財源として北支事件特別税六千六百五十餘萬圓、特別會計より北支事件費財源受入二百八十餘萬圓、北支事件費の財源に充つべき公債の増加三億千十餘萬圓、北支事件費財源に充つべき借入金三千六百五十餘萬圓、前年度剩餘金繰入の増加三百四十餘萬圓が充てられる。

○特第一號豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

前述の借入金に關するものである。

次に、政府が議會に提出した法律案は三十五件であつたが、其の中三十四件は何れも兩院の議決を経、陪審法中改正法律案のみが衆議院に於て審議未了に終つた。尙此の外に、衆議院提出の大正十二年法律第五十二號中改正法律案が貴族院を通過した。以下貴衆兩院を通過した法律案にして、八月十二日迄に公布になつたものに付て、其の概要を左に説明し、尙、向後公布のものに付ては、公布の都度「最近公布の法令」欄に於て解説するが、主務省に於て特に詳しい解説を試みる場合もあることであらう。

○北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律(法律第二十九號)

北支事件に關する經費(第一號追加豫算)支辨の爲、九千六百萬圓を限つて公債を發行し又は借入金を得ることを得ることとしたものである。

○昭和十二年法律第四十九號(北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)中改正法律(法律第五十號)

北支事件に關する經費(第四號追加豫算)支辨の爲、昭和十二年法律第四十九號(前述)に依り起債し得る金額の外、更に三億千二十萬圓を限り公債の發行限度を増加する爲改正したものである。

○特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律(法律第五十二號)

一般會計に於ける北支事件に關する經費の財源に充てる爲、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺

太廳の各特別會計に於ける北支事件特別稅收入額より徵稅費を控除した殘額に相當する金額を、豫算の定める所に依つて、當該特別會計より一般會計に繰入れることにしたものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

○人造石油製造事業法(法律第五十二號)

我國に於ける液體燃料供給の實狀に鑑み、人造石油製造事業の確立を圖り、以て液體燃料の供給を確保することは、産業上及國防上喫緊の要務であるので、人造石油製造事業を政府の許可事業として其の統制ある發達を圖ることとし、獎勵金の交付、租稅の免除等の保護助成を爲すと共に、政府の指導監督を加へて事業の合理的經營を促進せんとするもので、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

○帝國燃料興業株式會社法(法律第五十三號)

人造石油製造事業の急速且統制ある振興を圖る爲には巨額の資金を必要とするのであるが、この資

金の圓滑なる調達に對し適當なる援助を與へなければ所期の目的を達成することは困難であると認められるので、半官半民の資本組織に依る資本金一億圓の帝國燃料興業株式會社を設立せしめ、政府は之に對して五千萬圓を出資すると共に、配當補給、社債の元利支拂の保證、租稅の免除等特別の保護助成を與へようとするものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

○酒造組合法中改正法律(法律第五十四號)

酒造組合の圓滑なる發達と組合員の福利増進とを期せんが爲に、組合員の營業に關する統制の規定を設けたもので、酒造組合が定款の定める所に依つて組合員の營業に關する統制を行ふ場合に於ては、之に關する規定を定めて政府の認可を受けることとし、政府は特に必要ありと認めるときは、酒造組合の組合員に對し、其の組合の統制に從ふべきことを命ずることを得ること等にしたのであつて、昭和十二年十月一日より施行せられる。

○關稅定率法中改正法律(法律第五十五號)

最近に於ける産業及經濟の實情に顧み、礦油に付ては人造石油の項を設けて之を無稅とし、其の他の礦油は其の關稅率を引上げ液體燃料の自給促進を圖り、又自動車及其の關係品に付ては稅率の引上に依つて國內に於ける自動車製造事業の確立を助長し、其の他燃料用礦油の關稅を免除する規定の廢止、バルブの製造に供する木材の關稅を免除する規定の新設等の改正を行つたものである。尙本法の改正に伴つて次の二勅令が公布せられた。

關稅定率法第七條第二十四號ニ依ル命令ノ件(勅令第四十五號)

大正九年勅令第五百五十號關稅定率法第七條第四號ノ二ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ礦油ニ關スル件廢止ノ件(勅令第四十六號)

○昭和七年法律第四號(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)中改正法律(法律第五十六號)

(一) 現在本法に依つて關稅定率法に依る稅率の三割五分を増課せられて居る物品の中で、國民生活又は國內産業等に重要な關係を有するものと認められる砂糖外十四品目に付ては、物價調整に資する等の爲、之を本法の別表に追加し以て三割五分増課の範圍から除外し、

(二) 今回の關稅定率法中改正法律に依つて其の稅率を改正せらるべき物品の中、新たに從量稅率を定めたものは、前例通り之を本法の別表に追加したものであつて(一)は昭和十二年十月一日より施行される。

尙關稅定率法及本法の改正に伴つて次の勅令が公布せられた。

大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件申改正ノ件(勅令第四百十四號)

○鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律(八月十一日公布)

鐵の輸入稅は四月十五日公布勅令第三百三十號(鐵三九三號)を以て昭和十三年三月三十一日迄免除されてゐるのであるが、鐵の生産、輸入、需給等の狀

況に顧み、昭和十四年六月三十日迄免除する必要があるので、之に關する法律を制定し、之と同時に右緊急勅令を廢止することとしたものである。

尙本法は朝鮮、臺灣及樺太にも施行せられ、(八月十一日公布勅令第四百七號及樺太及南洋羣島に於ける關稅に關して)も本法に依ることとなつた。(八月十一日公布勅令第四百十八號)大正十一年勅令第二百九十五號(南洋羣島に於ける關稅に關して)も本法に依ることとなつた。(八月十一日公布勅令第四百十八號)大正十一年勅令第二百九十五號(南洋羣島に於ける關稅に關して)も本法に依ることとなつた。

○大正十四年法律第五十一號(關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除等ニ關スル件)中改正法律(八月十一日公布)

關東州の生産に係る大豆油を原料として關東州に於て製造した大豆硬化油は、本法に依つて一般稅率よりも低減した稅率になつて居るのであるが、之を全額免除することとし、又最近關東州に於て生産を見るに至つた硝酸「アンモン」に付ても、之が輸入に便する爲其の輸入稅を免除したものである。

○産金法(八月十一日公布)

○日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律(八月十一日公布)

産金法は、從來日本銀行をして行はしめられてきた金の買入を今後政府に於て行ふことに改むると共に、産金業の助成、監督等に關し必要な事項を規定したものであつて、日本銀行金買入法は右法律の制定に伴つて廢止されることになつた。而して右兩法律の施行期日は勅令を以て定められる。

○金準備評價法(八月十一日公布)

○金資金特別會計法(八月十一日公布)

金の價格は世界的に騰貴して居るにも拘らず、兌換銀行券の金準備は貨幣法の規定に基き純金七百五十匁に付き一回即ち一匁五圓の低い價格で評價せられて居る爲、相當多額の金準備を擁して居るに拘らず、其の實狀を表示せざるの嫌がある。仍りて日本銀行の金準備充當價格に付て改定を行ひ、國際的時價に近き程度に引き上げ、純金の量目二百九十匁に付一回十錢即ち一匁十二圓九十三

錢と評價換することとし、朝鮮銀行及臺灣銀行の準備に充當せらるる金に付ても同様の評價換を行ひ、之に依つて生ずべき評價益等に依り特別の資金を設置し、本資金は總額五千萬圓を限り豫算の定むる所に依り産金の増加を圖る爲に使用し、又大藏大臣の定むる所に依り金に運用して外國爲替資金の調整の爲に活用し、餘裕あるときは國債に運用し得ることとし、尙其の歳入歳出は之を一般會計と區分して經理する爲、特別の會計を設置すること等を定めたものであつて、兩法律の施行期日は勅令を以て定められる。

○朝鮮銀行法中改正法律(八月十一日公布)

朝鮮銀行券の保證發行限度を大正七年五千萬圓と定められたのを一億圓に擴張したものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

○臺灣銀行法中改正法律(八月十一日公布)

臺灣銀行券の仕拂準備中に兌換銀行券を加へ、其の保證發行限度を從來二千萬圓であつたものを五千萬圓に擴張する等の爲改正せられたものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。



○横濱正金銀行條例中改正法律(八月十二日公佈)
 現在我國の外國爲替事情に顧み、横濱正金銀行と日本銀行との緊密なる連絡を保つ必要があるので、大蔵大臣が必要と認める場合には、横濱正金銀行に副頭取を一名増置し、日本銀行理事をして之を兼ねしめ得ることとし、尙之に伴つて日本銀行理事の定員を一名増加したもので、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

○北支事件特別税法(八月十二日公佈)
 北支事件特別税の一部に充てる爲、北支事件特別税を設けたもので、詳細は別稿大蔵省主税局の「北支事件特別税法に就て」にある。
 尙本法の制定に伴つて次の勅令が公布せられた。

北支事件特別税法施行規則(八月十二日公佈)
 明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費税織物消費税等ノ徴收ニ關スル件中改正ノ件(八月十二日公佈)
 臺灣ニ於ケル明治四十四年法律第四十五號ノ特別ニ關スル件(八月十二日公佈)
 樺太北支事件特別税金(八月十二日公佈)
 南洋羣島臨時利益配當税金(八月十二日公佈)
 間接國稅犯則者處分法施行規則中改正ノ件(八月十二日公佈)
 大正十一年勅令第五百二十六號間接國稅犯則者處分法ヲ臺灣ニ施行スルノ件中改正ノ件(八月十二日公佈)
 國稅徵税法施行規則中改正ノ件(八月十二日公佈)

最近公布の法令

内閣官房總務課

○貿易二關スル事務ニ付大使館商務參事官等ノ指揮監督ニ關スル件(七月十四日公佈)

貿易に關する事務の遂行を益々円滑ならしめる爲、大使館商務參事官、大使館商務書記官、公使館商務書記官等に主として商務に従事する總領事、領事及副領事は涉外事項に關するものを除くの外貿易に關する事務に付外務大臣を經由し商工大臣の指揮監督を受けることにしたのである。

○朝鮮總督府稅務官署官制中改正ノ件(七月十四日公佈)

京城稅務監督局長の地位及其の重責に鑑み、同局長を勅任と爲し得ること、爲す爲、稅務監督局長中一人を勅任と爲し得ることに改め、尙朝鮮に國有財産法が施行され財産管理事務官が著しく複雑増大するに至つたので、財産管理處分の完全を期する爲、各稅務監督局に屬一人、又稅務事務の増加及複雑化等に伴つて、光州、咸興兩稅務監督局に各事務官一人、平壤稅務監督局に副事務官一人、稅務監督局を通じて屬六人、技手五人及稅務署を通じて屬四十七人を増員し、尙又邑にして司稅官の配置なき稅務署中重要な江界、順天、晉州、沙里院、雄基

の五箇署に司稅官を配置することになつたので、稅司官五人を増設したものである。

○朝鮮總督府刑務官練習所官制(七月十四日公佈)

朝鮮に於ける刑務官吏の養成訓練に關しては、大正七年以來西大門刑務所内に看守教習所(後に刑務官練習所と改稱)を設け典獄補一人及看守長三人をして専ら之に當らしめ來つたのであるが、今回之を獨立せしめて官制に依つて、朝鮮總督府刑務官練習所を設置したものである。同練習所は朝鮮總督府の管理に屬し、監獄官吏たるに必要な學術及其の運用並に實務を教授するものである。職員として所長(朝鮮總督府高等官)、助教(任)一人、助教(任)二人、書記(任)一人が置かれてゐる。

○高等官官等俸給令中改正ノ件(七月十四日公佈)

朝鮮總督府稅務監督局長は従來委任であつたが、今回其の内一人を限り勅任と爲し得ることに改められ、又朝鮮總督府刑務官練習所教授が新設されたので、之等の官等俸給を定むる爲高等官官等俸給令中主要の改正が行はれたものである。

○京城帝國大學官制中改正ノ件(七月十四日公佈)

京城帝國大學の營繕事務増加の趨勢に鑑みて、營繕の技

○朝鮮總督府諸學校官制中改正ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十一號)

術に従事せしむる爲、技手一人を増置したものである。

○關東海務局官制中改正ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十二號)

關東州に於ける檢査事務充實の爲、技師、技手各一人、海事並に港灣資源調査及總動員計畫事務處理の爲、屬技手各一人、及新造航路標識運轉の爲、技手三人を増員したものである。

○資源調査令中改正ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十三號)

内務省に於て擔任する資源に關する調査報告事項中、自動車及自動自転車に付其の分類及調査事項の改正を行つたものである。即ち、分類に付ては、自動自転車を自動車中に含ましめ、普通自動車、特殊自動車及小型自動車の分類を新らしく設け、調査事項に付ては、原動機の種類及特殊燃料装置の調査を行ひ、馬力の調査を廢して、「シリンダ容積」又は「定格出力」を調査することゝ爲す等の改正を行つたものである。

○保健所法施行期日ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十四號)

保健所法第三條第一項但書ノ規定ニ依り市ヲ指定スルノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十五號)

○保健所法第六條ノ規定ニ依ル國庫補助ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十六號)

昭和十二年法律第四十二號保健所法(勅令第二百九十九號)の施行期日を昭和十二年七月十五日と定め、同法第三條第一項に依れば、保健所は北海道、府縣が之を設置し、勅令を以て指定する市の區域に在つては例外的に市が之を設置するものとなつてゐるのであるが、今回此の條項に基いて東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市の指定し、又同法第六條に依れば保健所に關する經費の支出を爲す公共團體に對し其の支出額の二分の一以内を補助することゝなつてゐるのであるが、今回保健所の創設費及之に伴ふ初年度調製費に對しては二分の一以内、其の他の諸費に對しては三分の一以内を補助することゝ定められたのである。

○朝鮮總督府監獄官制中改正ノ件

(七月十四日公布 勅令第三百三十七號)

朝鮮に於ける刑務所職員の事務負擔を軽減し行刑事務の適實を期する爲、看守長十二人を増員し、刑務官練習所の設置に伴ひ典獄補一人及看守長三人を減員する爲、典獄補看守長等の定員の改正を行つたものである。

○大正九年法律第五十六號(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律)中改正法律

(七月十四日公布 勅令第三百三十八號)

大正十一年勅令第九十七號北海道ニ於て經營スル地方鐵道及軌道ノ補助ニ關スル件

(七月十四日公布 勅令第三百三十九號)

○朝鮮總督府濟生院官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百三十八號)

北海道拓殖促進の爲必要ありと認める地方鐵道及軌道に對しては、其の營業開始の日より十五ヶ年を限つて北海道拓殖費より補助を爲し得ることとなつてゐたのであるが、今回十五年の補助期間満了後更に五ヶ年を限つて補助を爲し得ることとし、且此の延長期間に於ける補助に付ては十五年間に於ける補助と多少其の差を異にする必要があり、且現行規定に依る補助歩合も一般金利低下の狀態に鑑み之を低減する必要があるので改正を加へたものである。

○朝鮮總督府官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百三十九號)

朝鮮に於ける官廳教育熱は最近特に促進せられ、濟生院官廳部の入學志願者は逐年増加の趨勢にある爲、同院に於ては昭和十二年度から毎年官廳部官生科及醫生科共に各學級を増加し官生科は三年間に、醫生科は五年間に夫現在の收容定員を倍加し官廳教育の擴充を爲すことゝ爲つた。以上の方針に依り昭和十二年度に於ては官生部官生科及醫生科各一學級増設されるので、右増設後の各科を擔任し、教授に當らしむる爲、訓練二人を増置したものである。

○朝鮮總督府中央試驗所官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百四十號)

朝鮮は各種油脂原料に富み、陶磁器原料の埋藏も亦豊富且多種類であるが、之等の調査並に利用充分ならざるを

以て之等の事務に従事せしむる爲、技師、技手各二人を増置し、又庶務に關する事務の増加の爲、屬一人を増置する爲改正せられたものである。

○朝鮮總督府農事試驗場官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百四十一號)

棉作に關する調査及試験に従事せしむる爲、技手二人を増員したものである。

○朝鮮總督府種馬牧場官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百四十二號)

種馬場の事務増加の爲、屬一人を増員したものである。

○朝鮮總督府種羊場官制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百四十三號)

朝鮮に於ける種羊獎勵事業は昭和九年種羊獎勵第一期計畫を樹立し、十ヶ年十萬頭増殖の目標を以て着手せられたのであるが、其の後の内外の情勢に鑑み本事業を急進に促進する爲、本年度より十五ヶ年五十萬頭の増殖を目標として本計畫を強化擴大することゝなつたので、本年度に於ては種羊場を一ヶ所増設することゝなつた。之が爲、技師一人、技手二人を増置する爲改正せられたものである。

○關東局内臨時職員設置制中改正ノ件

(七月十七日公布 勅令第三百四十四號)

大連市上水道第六期擴張調査の爲、技手一人、外事警監

機關擴充の爲警部三人、通譯生務部補各五人、又特別高等警察に關する事務の爲、警部五人、警部補七人を増置したものである。

○**税制調査會官制**(勅令第三十四號)

兼に帝國議會の協賛を経て實施せられた臨時租稅増徴法は臨時應急の措置であつて、現行租稅制度の全般に互つて檢討を加へて、國民負擔の實際に顧み、國及地方を通ずる恒久的稅制の確立を圖ることが必要であるので、大藏大臣の監督に屬する稅制調査會を設置したもので、會長一人(大藏大臣)及委員三十五人以内を以て組織される。

○**文部省官制中改正ノ件**(勅令第三十四號)

教學局設置に伴ひ思想局を廢止し、之に關する職員を減員し、且私立學校の指導監督、資源統制運用準備事務及映畫教育の普及事務に従事せしめる爲之に關する職員を増員したもので、差引技師一人、屬及技手七人を増員したものである。

○**教學局官制**(勅令第三十四號)

○**高等官官等俸給令中改正ノ件**(勅令第三十八號)

○**委任文官特別任用令中改正ノ件**(勅令第三十九號)

我國現下の趨勢に鑑み、我國體の本義に基く教學の刷新振興を圖ることが必要であるが、現在の思想局の機構を

以てして十分に其の機能を發揮することが出来ないから、新たに教學局を設置して國體の本義に基く教學の刷新振興に關する事務を管掌せしめたもので、同局には長官の外部長二人、書記官一人、事務官二人、理事官一人、教學官九人(内一人を勅任と爲すことを得る)等を置き、又局務に參與せしめる爲に參與を置いたものである。而して教學局理事官に關して其の地位職責に鑑み、特別任用の途を拓いたものである。

○**官立工業大學官制中改正ノ件**(勅令第三十號)

東京工業大學附屬豫備部生徒の増募に伴つて、一層其の授業を改善する必要があるので、豫備部教授を一人増員したものである。

○**營林局署官制中改正ノ件**(勅令第三十一號)

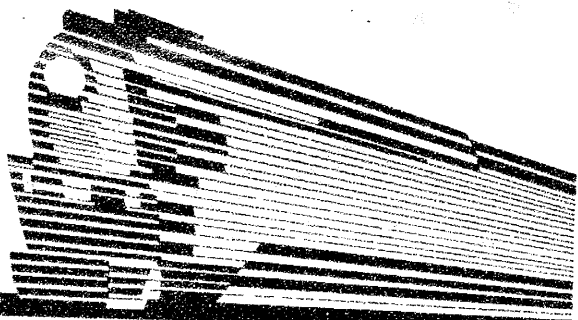
國有林中國立公園に關係あるもの、施業計畫を國立公園計畫に準據して改訂し、尙施業未確定地に對し施業計畫を樹立する爲、營林局に技師二人、技手十八人を増員したものである。

○**種馬牧場、種馬育成所及種馬所官制中改正ノ件**(勅令第三十五號)

種馬所及種馬牧場に於ける耕作經營の改善を圖る爲、技師一人を増置したものである。

滿洲へ

内地よりの	汽船賃	汽船賃
往復・回遊汽車賃	割引	割引
單程	二割引	二割引
團體	三割引	三割引
一〇人以上	三割引	三割引
二〇人以上	五割引	五割引



お泊りは直營ホテルへ

詳細は 鮮滿案内所へ

東京九ビル 同赤坂榮町分室
大阪堺筋 門司税關前
下關驛前

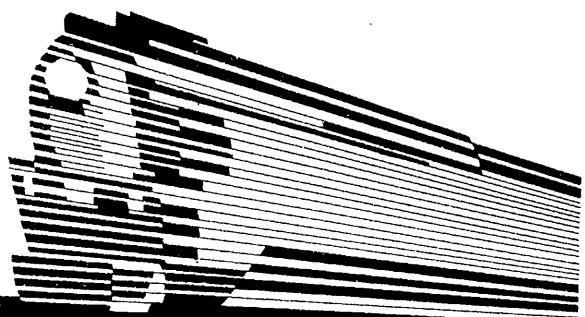
南滿洲鐵道株式會社

本社 大連 支社 東京・新京

露光量違いにより重複撮影

満洲へ

内地よりの 往復・回遊汽車賃		汽船賃	
単獨……………	二割引	……………	一割引
團體一〇人以上…	三割引	……………	一割五分引
團體二〇人以上…	五割引	……………	三〇人以上二割



お泊りは直營ホテルへ

詳細は 鮮滿案内所へ

東京丸ビル 同赤坂葵町分室
大阪堺筋 門司税關前
下關驛前

南滿洲鐵道株式會社

本社 大連 支社 東京・新京

(税制調査會官制)

税制調査會の官制は、昭和十一年法律第二十号(税制調査會官制)に定められてゐる。同官制は、調査會の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。調査會の事務は、調査會の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。調査會の事務は、調査會の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(文部省官制中改正ノ件)

文部省の官制は、昭和十一年法律第二十号(文部省官制)に定められてゐる。同官制は、文部省の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。文部省の事務は、文部省の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。文部省の事務は、文部省の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(教務局官制)

教務局の官制は、昭和十一年法律第二十号(教務局官制)に定められてゐる。同官制は、教務局の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。教務局の事務は、教務局の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。教務局の事務は、教務局の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(高等官官制中改正ノ件)

高等官の官制は、昭和十一年法律第二十号(高等官官制)に定められてゐる。同官制は、高等官の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。高等官の事務は、高等官の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。高等官の事務は、高等官の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(種馬牧場、種馬育成所及種馬所官制中改正ノ件)

種馬牧場、種馬育成所及種馬所の官制は、昭和十一年法律第二十号(種馬牧場、種馬育成所及種馬所官制)に定められてゐる。同官制は、種馬牧場、種馬育成所及種馬所の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。種馬牧場、種馬育成所及種馬所の事務は、種馬牧場、種馬育成所及種馬所の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。種馬牧場、種馬育成所及種馬所の事務は、種馬牧場、種馬育成所及種馬所の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(官立工業大學官制中改正ノ件)

官立工業大學の官制は、昭和十一年法律第二十号(官立工業大學官制)に定められてゐる。同官制は、官立工業大學の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。官立工業大學の事務は、官立工業大學の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。官立工業大學の事務は、官立工業大學の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

(官立工業大學官制中改正ノ件)

官立工業大學の官制は、昭和十一年法律第二十号(官立工業大學官制)に定められてゐる。同官制は、官立工業大學の事務を執行するに必要とする職員を定めてゐる。官立工業大學の事務は、官立工業大學の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。官立工業大學の事務は、官立工業大學の事務執行に必要とする職員を定めてゐる。

露光量違いにより重複撮影

週報

第四十五號

昭和二十二年八月二十五日

- 爆音南京に轟く
(海軍省海軍軍事普及部)
- 其の後の北支戦線
(陸軍省新聞班)
- 拓け行く樺太
(樺太廳)
——(國際時事解説)——
- 上海の話
(外務省情報部)

五錢

官報週報

昭和二十二年八月二十五日 第一種郵便物認可

東京市豊町區大手町

(本書の大きさは國定規格A5判)

所 込 申	價 定
内閣印刷局發行掛 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一ノ三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛賣店	一ヶ部 五錢 一ヶ年前金 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料 (城は三圓四十錢)
	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和二十二年八月十八日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市豊町區大手町